

(否決)

## 燃料油価格の高騰への対処を求める意見書

経済産業省が本年8月30日に公表した「石油製品価格調査の結果」において、本年8月28日時点でのレギュラーガソリンの全国平均小売価格は、1リットル当たり185.6円となり、2008年の最高値を超えたことが明らかになりました。また、軽油や灯油の価格も高値が続いています。

本年6月頃からの連続上昇は、原油価格の上昇や円安による影響もありますが、政府が続けてきた燃料油価格の激変緩和事業について、本年9月の終了へ向け、補助額が段階的に縮減されていることの影響も大きいです。

政府は2022年10月28日閣議決定した「物価高克服・経済再生のための総合経済対策」で、「2023年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する」との方針を示しましたが、高騰リスクに十分対応できているとは言い難い状況です。

本来は、消費者に直接給付しつつ、省エネへのインセンティブが働く激変緩和対策を講ずべきですが、本年9月に政府の対策が終了する予定を踏まえ、政府に対し、燃料油価格高騰について切れ目のない当面の対策を講ずるとともに、脱炭素社会に向けた持続可能な対策も合わせて講ずるよう、本議会は国に対し、下記の施策が実施されるよう要望します。

### 記

1. 現下の情勢と緊急性に鑑み、政府の激変緩和事業について拡充・延長すること。その際、並行して、いわゆる「中抜き」の懸念などを含め、これまでの事業の効果や評価について、厳しく検証を行うこと。
2. 揮発油税・地方揮発油税の特例税率（ガソリン1リットル当たり約25円）の適用を停止する「トリガー条項」について、復興財源への影響に配慮しつつ、現下の燃料油価格高騰を踏まえ、必要な期間にわたり一時的に凍結解除・発動すること。
3. クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の大幅拡充や、集合住宅における充電設備の普及支援等、電気自動車をはじめとする電動車への買換インセンティブが高まる施策を充実させ、再生可能エネルギーの導入促進と合わせることで、中長期的に脱炭素社会の実現に資するよう対策を講ずること。
4. 持続可能な省エネにつながる既存住宅の建物断熱化を徹底推進するため、二重窓・二重サッシを設置する場合、定額補助を促進すること。特に低所得者住宅の断熱化は10割補助を講ずるなど、積極的な支援を行うこと。
5. 早期の買換ほど補助率を高める省エネ家電の買換支援策や中小企業の省エネ推進支援を通じ、エネルギー使用の低減を促進すること。
6. 今後の石油小売価格高騰など不測の事態への支援策として、現在の事業者への補助金制度に代わり、消費者に直接給付しつつ省エネへのインセンティブが働く激変緩和対策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月3日

青 森 県 議 会

(第315回定例会・発議第1号・田名部定男外6名提出)

(否決)

## 健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、2024 年秋に健康保険証を廃止する方針です。

しかし、未だ様々なトラブルが発生しています。マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた、無保険者扱いで 10 割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧された、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なる等です。

特に問題なのは、投与された医薬品や検査の情報など病名が推定される情報を他人が見ることができる状態になっていたということです。あまりにセキュリティが甘過ぎます。

高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっています。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関では、不具合も多く報告されています。こうした事態を受け、世論調査では健康保険証の廃止について延期や撤回を求める声が 7 割を超えています。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題であることは間違いありません。しかし、国民の不安を置き去りにして強引に突き進むと、かえってデジタル化が後退してしまいます。政府は、個人情報国民の物であることを自覚した上で、「不安払拭なくしてデジタル化なし」を肝に銘じなければなりません。

政府はマイナ保険証を持たない人向けに発行する資格確認書について、保険者が有効期間を 5 年以内で設定し、当分の間、マイナ保険証を保有していないすべての人に交付する方針を示しています。このような資格確認書が、今の健康保険証と何が違うのか理解できません。資格確認書の交付には事務負担やコストが伴い、初めての資格確認書の事務作業ではミスが発生や混乱が予想されます。

そもそも、河野デジタル大臣が 2022 年 10 月に突然、「2024 年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」ことを打ち上げ、先の通常国会でトラブルが頻発し不安が高まる中、政府・与党が健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正案の成立を強行したことが混乱の原因です。

よって、政府に対し、国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療を受けられる体制を堅持するために一旦立ち止まり、徹底的なシステムの総点検を行うとともに、2024 年秋の健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証を存続させることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 3 日

青 森 県 議 会

(第 315 回定例会・発議第 2 号・田名部定男外 6 名提出)

(否決)

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら子どもの発達を保障し子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021 年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は既に 22.7 人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の 4・5 歳児の配置基準（子ども 30 人に保育士 1 人）が、基準制定以来 70 年以上も見直されていないことは、ゆゆしき事態と言わざるを得ない。

国は 2023 年 4 月子ども家庭庁を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進を目指し、予算も倍増するとしている。それならば、今こそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任で進めるべきである。

よって、政府に対し、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く求めるものである。

#### 記

- 1, 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。
- 2, 公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 3 日

青 森 県 議 会

(第 315 回定例会・発議第 3 号・安藤晴美外 3 名提出)

(否決)

## アルプス処理水海洋放出中止を求める意見書

岸田政権は、「漁業者など関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」という政府の国民、福島県民への約束を破り、東京電力福島第一原発の事故で発生したアルプス処理水の海洋放出を8月24日に開始した。

21日に首相と面会した全国漁業協同組合連合会の坂本雅信会長は、「海洋放出については依然として反対するという立場を堅持する」と明言した。岸田首相は、20日に福島視察を行ったが、福島の漁業関係者、自治体首長とは面会もしなかった。「聞く耳」を持たず、約束も守らない、岸田首相の政治姿勢は民主主義の根幹を揺るがすものと言わざるを得ない。

核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は、アルプスで処理しても、放射性物質のトリチウムは除去できず、「規制基準以下」とはいえセシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性物質も含まれていることを、政府も認めており、関係者の同意が得られないのは当然といえる。

また、政府は「アルプス処理水の海洋放出の安全性が国際的な第三者機関（IAEA）によって確認された」としているが、IAEAは原子力利用を促進する機関で、環境保護や人権を守る面では中立とは言えない。

アルプス処理水海洋放出を強行したことへの影響は、中国がアルプス処理水海洋放出したその日に日本水産物の輸入を全面的に禁止するという形で現れた。その中国への輸出額で一番多いのがホタテであり、北海道・青森県のホタテ業者が痛手を被ることとなった。今後漁業のみならず、加工・輸送・卸業や観光への影響が出ることも考えられる。

福島第一原発の建屋内への地下水の流入を止めない限り、汚染水は増え続けることになる。重大なことは「凍土壁」などの対策が十分な効果をあげていないにもかかわらず、政府が汚染水の増加を止めるための有効な手だてをとっていないことである。政府は、広域の遮水壁の設置など汚染水の増加を止めるための手だてを真剣に講ずるべきである。

専門家から「大型タンク貯蔵案」や「モルタル固化処分案」など、放射性物質の海洋放出を回避する手だてが提案されている。問題解決のための真剣な検討と対策を行うべきである。

よって、政府は関係者の理解を得られる対応をすることを強く求めるものである。

### 記

- 1, アルプス処理水海洋放出中止を求める。
- 2, 被害を被った漁業者及び加工業者等への賠償を行うこと。
- 3, 広域の遮水壁の設置など汚染水の増加を食い止めるための手だてをとること。
- 4, 専門家から提案されている海洋放出を回避する手だてを真剣に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月3日

青 森 県 議 会

(第315回定例会・発議第4号・安藤晴美外3名提出)

(可決)

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する  
適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

一、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月6日

青 森 県 議 会

(第315回定例会・発議第5号・田中順造外44名提出)

(可決)

## 半島振興法の延長及び充実を求める意見書

昭和60年に半島振興法が制定され以来3度の延長・改正を経て、道路網や交通基盤、環境整備等の面で成果が上がっているものの、人口減少・少子高齢化が進行する中、交通通信体系、産業基盤、生活環境の整備等の面で未だに多くの課題を抱えている。

また、半島は三面を海で囲まれ、急峻な傾斜地が多く、その地形的要因から、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立する地域が存在するなど災害に対しても脆弱である。

一方、半島地域は豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、食料の安定的な供給、国土や、自然環境の保全など国民の利益を増進する重要な役割を担っている。加えて近年の田園回帰志向を背景に農山漁村地域への関心が高まっている中、豊かな自然環境や文化資源を有する半島地域は、都市住民に対して魅力的な余暇生活や移住・定住、二地域居住の場を提供する機能を有している。

本県においては津軽半島と下北半島の二つの半島を有しており、食料供給県としての農林水産業や防衛の重要拠点、先進性のあるエネルギー産業、北海道と本土を結ぶ青函トンネル、観光産業等、不可欠かつ多様な役割を担っている。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止による活動自粛に伴い、半島地域においても深刻な打撃を受けており、収束後の業績回復を含め、長期にわたる支援が必要である。また、今後も半島地域に住民が住み続け、安定した暮らしを送ることが出来る環境を整備するためには、あらゆる災害に対応できる施策の充実・強化や地域の創意工夫を凝らした取組への支援の充実など、半島振興施策の推進に、なお一層積極的に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては令和7年3月31日に期限を迎える半島振興法について、半島地域が今後も自立的に発展するために、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

○今後も半島地域が自立的に発展できるよう、半島振興法の延長と内容の充実を図ること

○半島地域に対して、それぞれの地域の実状に応じて社会基盤の整備や国土強靱化、保健・医療・福祉施策並びに産業振興施策等を推進できるようさらなる予算の拡充を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年10月6日

青 森 県 議 会

(第315回定例会・発議第6号・田中順造外44名提出)

(可決)

軽油引取税における免税措置の継続を求める意見書

道路使用に直接関係しない機械等に使用される軽油について軽油引取税を免除する免税軽油制度については、平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された後も特例措置として存続し、令和6年3月末に適用期限を迎えることになっている。

当該免税措置については、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、スキー場を整備する索道や船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められており、その経営安定に大きく貢献しているところである。当該免税措置が廃止されることになれば、大きな影響を受けてコロナ禍から立ち直ろうとしている県内で活動する関係事業者の経営が立ち行かなくなるばかりでなく、世界情勢の悪化による資材価格の上昇や原油価格高騰などの影響を受けている地域経済全体に更なる影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、本県の幅広い産業の経営の安定化を図る観点から、令和6年4月以降、免税軽油措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月6日

青 森 県 議 会

(第315回定例会・発議第7号・田中順造外44名提出)